

提言：名古屋三の丸地区再整備の今後の展開に向けて

～ポスト・リニア時代の核心を展望する～

【再整備構想】

2019 年 3 月

三の丸地区再整備研究会

目次

はじめに～平成 29 年度成果を踏まえて～	1
1 地区の現況	2
(1)位置、区域	2
(2)交通アクセス	3
(3)歴史的背景	3
(4)既存建物の状況	5
(5)都市計画等の規制内容	6
(6)特別史跡名古屋城跡保存活用計画	10
2 地区の課題と位置づけ	11
(1)広域的な視点	11
(2)非常時対応の視点	12
(3)名古屋市長期構想の位置づけ	13
(4)都心におけるまちづくりの方向性	15
①都心多核的構造の強化	15
②歴史的資産の継承～近世・近代名古屋の発信～	17
(5)建物更新の動きと対応	18
3 まちづくりの方向性	19
(1)スーパー・メガリージョンの核心エリアの形成	19
(2)“霞が関に次ぐ大規模官庁街”の一体的な再整備	19
(3)南海トラフ巨大地震に備えた省庁連携・広域連携機能の強化	19
(4)名古屋シティブランドの確立	20
(5)低炭素型の街区形成による環境共生社会の形成	20
4 再整備構想	21
(1)機能配置の考え方	21
(2)機能配置	23
① 基本的な配置	23
② MICE 空間としての機能発揮	26
③ 非常時における三の丸地区の役割～基幹的広域防災拠点～	29
(3)整備構想イメージ図	31
5 再整備推進体制	33
おわりに～今後の展開に向けて～	36

はじめに～平成 29 年度成果を踏まえて～

三の丸地区は名古屋開府以来、城郭内に上級武士が居を構え、戦中戦後の軍施設設置やその米軍の接收を経て、現在は官庁街を中心とする緑豊かな整然とした空間形成がされている。今後整備が進められる名古屋城周辺や栄地区とも近接しており、愛知県庁本庁舎、名古屋市役所本庁舎などの歴史的建造物も存在するなど、名古屋の将来に向けた機能更新、魅力創出のポテンシャルを有した地区であるといえる。

こうしたことを受けて、平成 29 年度には『提言：名古屋三の丸地区再整備の今後の展開に向けて～ポスト・リニア時代の核心を展望する～』をとりまとめた。ここでは、リニア時代の到来を踏まえた名古屋の魅力向上や、国土形成上の広域的機能の強化などの視点から三の丸地区を捉え、その再整備の検討の観点や必要な機能・空間整備の方向性について複数のシナリオを想定し検討を進めた。あわせて再整備の推進にあたり、必要な事業手法や整備中・整備後のマネジメントシステムについて事例も整理をしたところである。

一方で、三の丸地区では建築物の老朽化に伴う更新が検討されている官公庁もあることから、この機会をとらえ、地区の将来的な再整備の方向を早急にまとめておくことが必要となっている。

また、愛知県・名古屋市本庁舎の文化施設等への利用転換や、各既存施設の再配置により空間を大胆に再編することで、当地域のアイデンティティが感じられ、交流の活発化、賑わい形成に資するエリアとして、来訪者だけでなく、市民にとっても当地区が来るべきリニア時代に向けてシビックプライド醸成の拠点へと再生されることが大切である。

以上のことから、本報告書では平成 29 年度の提言を踏まえつつそれを更に深め、施設構成を踏まえた再整備構想を提示し具体化方策の検討を進めることとする。

本構想は、本研究会が独自にとりまとめたものであるが、これを参考として、国・愛知県・名古屋市及び関係者が議論し、ビジョンを共有して今後の三の丸地区のまちづくりを進めていくことを期待したい。

(以下、特に説明がない場合は、愛知県を県、名古屋市を市という)

1 地区の現況

(1)位置、区域

三の丸は名古屋市域の中央やや北西に位置し、北は名古屋城、南は名古屋市中心街の栄に隣接している。また、西には名古屋城築城の際に整備された堀川が南北に流れ、名古屋港へつながっている（図1-1）。

三の丸は名古屋城の外堀、内堀及び堀川に囲まれた城郭内であり、現状は、国・県・市の庁舎などが立地する官庁街が形成されている。

整備構想の対象とするのは、図1-2の赤点線で示された、面積約122haの区域で（以下、三の丸地区という）、国の重要文化財に指定された愛知県庁および名古屋市役所本庁舎が立地している。



図 1-1 三の丸の位置

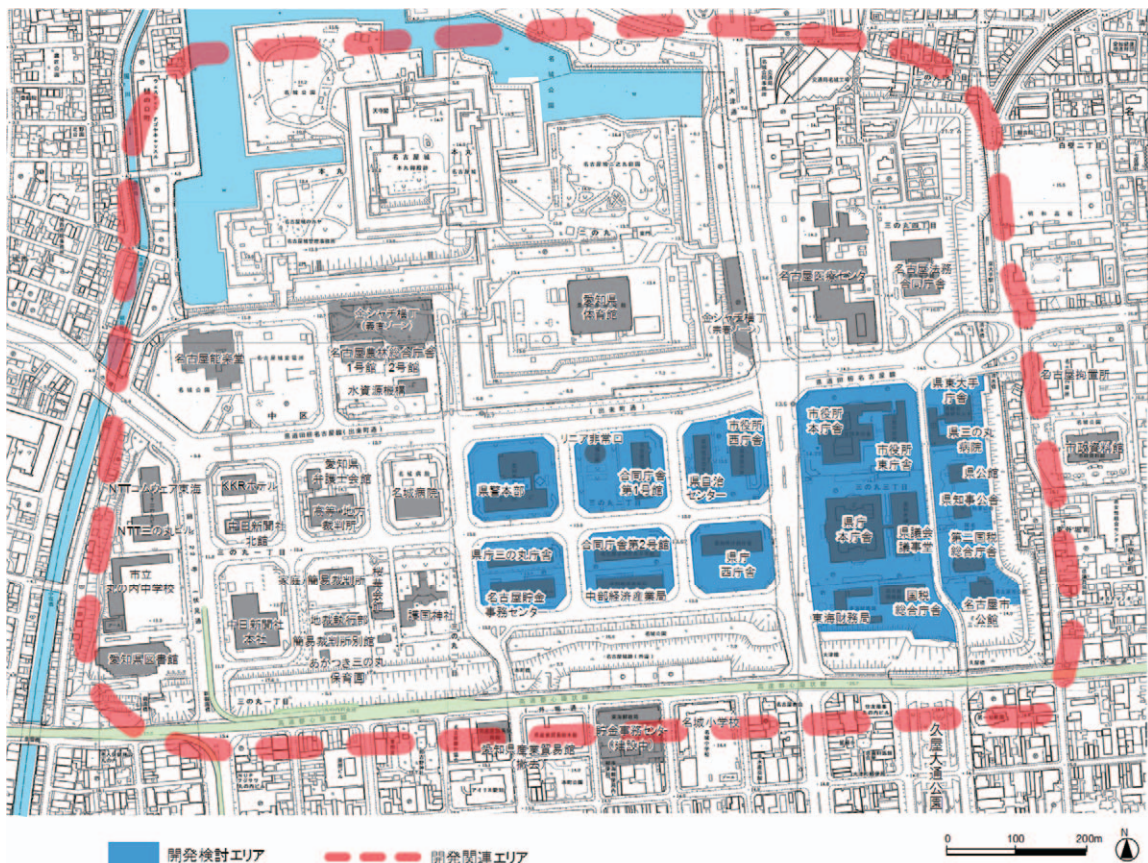


図 1-2 対象区域

(2)交通アクセス

公共交通機関による三の丸地区へのアクセス方法は以下のとおりである。

- ・地下鉄名城線「市役所」駅、地下鉄鶴舞線「丸の内」駅
- ・市バス・基幹バス「市役所」、「名城病院」「大津橋」「外堀通」
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅

名古屋市の玄関口である名古屋駅からは地下鉄を利用して約 10 分、名古屋市の中心街の栄からは地下鉄を利用して約 3 分でアクセスできる立地である。



図 1-3 交通アクセス

(3)歴史的背景

三の丸地区が位置する土地は名古屋の台地の北端で、台地は縄文時代以前に海底に堆積した地層が海面の低下で地上に現れたもので、古くから集落が発達しており、縄文時代にはすでに集落が形成されていた。

現在の三の丸地区のもとが形づくられたのが江戸時代である。1610 年（慶長 15 年）、徳川家康が名古屋城の築城とともに尾張の中心であった清須城下町を名古屋へ移した際に（清須越）、地割と町割が行われ、三の丸地区は武家地として尾張藩の重臣の屋敷地が形成された（図 1-4）。

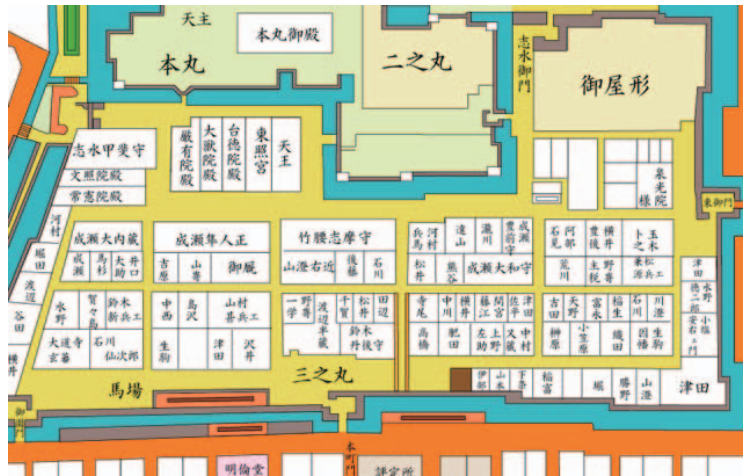


図 1-4 尾張藩重臣の屋敷地(江戸時代)
(「尾張名所図会で歴史探訪 No15.名古屋城」より)

明治期から昭和初期にかけては、1871 年（明治 4 年）の廃藩置県の後、すべて国有地となり、陸軍省の所管となり陸軍用地として使用されていた。1893 年（明治 26 年）には、名古屋城の本丸および西之丸の一部が宮内庁に移管され、名古屋離宮と称され天皇の行幸もたびたびあった（図 1-5）。1930 年（昭和 5 年）に名古屋市に下賜され、御殿及び城郭建造物については国宝に指定される一方で、1933 年（昭和 8 年）に名古屋市役所本庁舎、1938 年（昭和 13 年）には愛知県庁本庁舎が竣工した。その後、1939 年（昭和 14 年）には、名古屋城一帯の自然風致を保護するため私権を制限する風致地区に指定された。

終戦後は米軍に接收されていた時期もあったが、旧軍用地がすべて大蔵省に移管され、戦災地復興計画基本方針により官公庁施設として活用することとなった（図 1-6）。



図 1-5 名古屋城(1920 年、大正 9 年)



図 1-6 名古屋城(1955 年、昭和 30 年)

時期を前後して、名古屋城とその周辺を含む区域を都市計画公園（名城公園）として都市計画決定し、さらに風致地区（現行制度）の指定を行い、名古屋城周辺の保全を図ろうとしている。

その後名城公園を縮小し郭内申し合わせ事項の策定や一団地の官公庁施設を都市計画決定し、対象地区を官公庁街として整備する基盤を整えていった。また、具体の建築に合わせ特定街区の決定などを行い、現在の地区が形成されている。

(4) 既存建物の状況

三の丸地区に立地する建物の概要は、表 1-1 のとおりである。

表 1-1 建物諸元

街区	庁舎名称	構造	階数	竣工	建築面積	延面積	所在地	
三の丸三丁目	1街区	名古屋市役所本庁舎	SRC	5F B1F	1933(S 8)	4,456㎡	25,732㎡	三の丸三丁目1-1
		名古屋市役所東庁舎	SRC	8F B3F	1985(S60)	2,242㎡	24,072㎡	三の丸三丁目1-1
		愛知県庁本庁舎	SRC	6F B1F	1938(S13)	4,666㎡	28,314㎡	三の丸三丁目1-2
		愛知県議会議事堂	SRC	5F B2F	1975(S50)	3,363㎡	19,681㎡	三の丸三丁目1-2
	3街区	東海財務局本館	SRC	4F B1F	1952(S27)	867㎡	4,006㎡	三の丸三丁目3-1
		東海財務局南館	RC	4F	1970(S45)	443㎡	1,814㎡	三の丸三丁目3-1
		東海財務局北館	RC	4F	1979(S54)	411㎡	1,685㎡	三の丸三丁目3-1
		名古屋国税総合庁舎	SRC	8F B2F	1967(S42)	1,571㎡	17,485㎡	三の丸三丁目3-2
三の丸二丁目	3街区	名古屋市役所西庁舎	SRC	12F B3F	1966(S41)	2,347㎡	39,689㎡	三の丸二丁目3-1
		自治センター	SRC	12F B3F	1985(S60)	1,945㎡	30,132㎡	三の丸二丁目3-2
	4街区	愛知県庁西庁舎	SRC	10F B3F	1964(S39)	3,704㎡	33,705㎡	三の丸二丁目4-1
	2街区	名古屋合同庁舎第1号館	SRC	11F B2F	1991(H3)	1,864㎡	24,070㎡	三の丸二丁目2-1
	5街区	名古屋合同庁舎第2号館	SRC	8F B2F	1967(S42)	1,541㎡	15,812㎡	三の丸二丁目5-1
		名古屋合同庁舎第2号館 増築	SRC	8F B2F	1980(S55)	743㎡	8,505㎡	三の丸二丁目5-1
		名古屋合同庁舎第2号館 増築	SRC	上記の搭屋部分	1987(S62)	-	61㎡	三の丸二丁目5-1
		中部経済産業総合庁舎	RC	3F B1F	1960(S35)	1,838㎡	7,465㎡	三の丸二丁目5-2
		中部経済産業総合庁舎 増築	RC	上記の4F部分	1970(S45)	157㎡	1,847㎡	三の丸二丁目5-2
		中部経済産業総合庁舎(倉屋建)	RC	1F	1970(S45)	668㎡	668㎡	三の丸二丁目5-2
		中部経済産業総合庁舎(雑屋建)	S	1F	1960(S35)	52㎡	52㎡	三の丸二丁目5-2
	1街区	愛知県警察本部本館	SRC	9F B3F	1970(S45)	2,573㎡	32,606㎡	三の丸二丁目1-1
		愛知県警察本部北館	SRC RC S	11F B3F	1993(H 5)	2,169㎡	29,131㎡	三の丸二丁目1-1
	6街区	愛知県庁三の丸庁舎	SRC RC	8F B3F	1997(H 9)	1,792㎡	25,602㎡	三の丸二丁目6-1
		名古屋貯金事務センター	SRC RC	5F B1F	1959(S34)	2,823㎡	13,805㎡	三の丸二丁目6-2
三の丸一丁目	3街区	名城病院	SRC	13F B1F	2001(H13)	-	374,918㎡	三の丸一丁目3-1
	4街区	名古屋高地裁合同庁舎	-	-	-	-	-	三の丸一丁目4-1
		愛知県弁護士会館	RC	6F B1F	1978(S53)	-	3,093㎡	三の丸一丁目4-2
	5街区	KKRホテル名古屋(国家公務員共済組合連合会名古屋共済会館)	SRC	10F B1F	1984(S59)	-	10,172㎡	三の丸一丁目5-1
		中日新聞社(北館)	RC	6F B1F	1964(S39)	-	6,586㎡	三の丸一丁目5-2
	6街区	中日新聞社名古屋本社	SRC RC	9F B4F	1971(S46)	-	42,439㎡	三の丸一丁目6-1
	7街区	名古屋家庭簡易裁判所	-	-	-	-	-	三の丸一丁目7-1
		地裁執行部	-	-	-	-	-	三の丸一丁目7-4
		簡易裁判所別館	-	-	-	-	-	三の丸一丁目7-5
		あかつき三の丸保育園	-	2F	2013(H25)	105㎡	207㎡	三の丸一丁目7-6
		桜華会館	RC	5F	1975(S50)	-	2,960㎡	三の丸一丁目7-2
		愛知県護国神社	RC 木造	3F	1958(S33)	-	2,027㎡	三の丸一丁目7-3

※ - は不明

三の丸地区は都市計画上の住居系用途地域が指定されている。しかし民間施設が立地しているものの住宅はなく、一団地の官公庁施設が一部区域に指定されているため、国の地方機関、県・市の庁舎、高等裁判所等が格子状の街路沿いに整然と配置され、緑豊かな官庁街が形成されている。



図 1-7 建物用途別現況図

(5)都市計画等の規制内容

三の丸地区は高度利用を図る地区として第2種住居地域でも400%という比較的大きな容積率が指定されている(表1-2)。高さについて、特定街区を除き高さ制限(高度地区)はないが、名古屋城郭内に位置することから、名古屋城の眺望景観保全のための高さ制限を受けている。

また、風致地区および一団地の官公庁施設により建ぺい率が大きく制限されるとともに壁面後退が定められているため、建築物の周辺に空地が大きく確保されるようになっている。

建築物の用途制限は、建築基準法に基づく第2種住居地域の用途制限が定められているほか、郭内申し合わせ区域において住居を制限し、都市計画施設である一団地の官公庁施設の区域において、原則として官公庁施設以外の建築物を制限している。

表 1-2 都市計画等の規制

主な根拠法	第2種住居地域 防火地域	第1種風致地区	特定街区		一団地の官公庁施設	名古屋城 眺望景観保全	郭内処理委員会 申し合わせ事項
			名城郭内団地 第4街区 (市西片舎等)	名城郭内団地 第5街区 (県西片舎)			
都市計画法							
用途の制限	※1	—	—	—	※7	—	住居の用に供しては ならない (管理上の宿泊は除く)
	建ぺい率 (最高限度)	60% 耐火建築物:70%	35% ※3	—	—	35%	—
	容積率 (最高限度)	400%	—	450%	300%	—	—
壁面の位置 の制限	—	—	—	—	100%	—	—
	—	隣地界 1.5m以上 道路界 2.0m以上	道路界 15m (一部 35m)	道路界 15m ※6	—	—	※11
高さ	※2	※4	50m (一部 23m 以下)	45m (一部 23m 未満)	—	標高 62m (一部制限なし) ※8	—
	—	—	—	—	50m以上道路沿い:12m 50m未満道路沿い:9m 配置の方針(道路)	—	※12
公共施設	—	—	—	—	—	—	—
色彩等の制限	—	—	—	—	—	※9	—
緑化率 (最低限度)	15% (敷地面積 300 m ² 以上)	30%	—	—	—	—	—
その他	—	※5	—	—	—	※10	※13

※1:表 1-3 参照

※2:隣地斜線、道路斜線、日影規制

※3:30%→35%(要領で緩和)

※4:絶対高 10m→なし(要領で緩和)

※5:屋外広告物条例による制限:屋外広告物については表示できないが、自己の氏名、屋号、商標等については①表示面積の合計が 5㎡以下、②赤色ネオンサイン、点滅する電気照明、回転灯を使用しな
ければよい。

※6:ただし、1階部分に限り、底その他これに類する部分については、8mを超えない範囲内で突出することができる。

※7:区域内で建築物の建築をしようとする場合は名古屋市長の許可が必要。ただし、一団地の官公庁施設(一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)
の建築物の建築をする場合などについては許可不要(都市計画関連法令を参照)。

※8:テレビ塔スカイデッキからの見通し景観については「市においては、テレビ塔からの見通し景観の重要性について市民又は来訪者の意識を高めていくとともに、建築等の計画の早い段階で協議を働きかけ、地
権者の理解を得ながら眺望確保に努められたい。」

※9:建築物等(対象:大規模建築物又は大規模工作物)

色 彩	色 相	彩度の上 限 値
	R(赤)又は YR(橙)系	6
	Y(黄)系	4
	GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(紫青)、P(紫)又は RP(赤紫)系	2
照 明		
・点滅、輝度変化、動きのある照明及び魅力的な夜景を阻害する照明は不可 (天守閣から概ね 1km)		

※10:屋外広告物(対象:高さ20m超の位置に設ける表示面積 10㎡超の広告物)

色彩、照明など	・彩度 8 超は、1 表示面の表示面積の 1/2 以上は使用不可 地色の明度は 9.0 以下 ・点滅、輝度変化、動きのある表示及び魅力的な夜景を阻害する表示は不可
(天守閣から概ね 1km)	

※11:30m以上の道路沿い→15m以上、15m以下の道路沿い→10m以上(玄関に限り認める突出物も壁面線から8mをこえてはならない)

※12:50mの道路沿い→4階以上、その他の道路沿い→3階以上

※13:前庭の形式を定める、電線等は総て地下埋設、敷地境界等には囲繞の類を設けてはならない、ガレージ等は街路に暴露する位置に設けてはならない、設計は県・市に協議・了解を得る



図 1-8 一団地の官公庁施設、特定街区、郭内申し合わせ区域

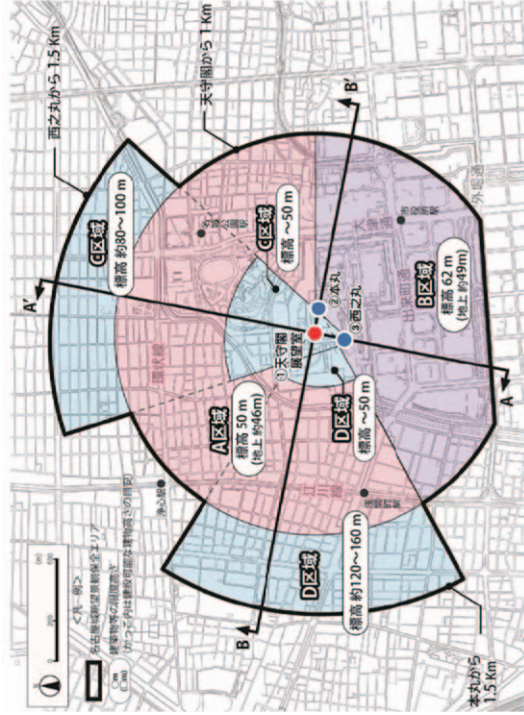


図 1-9 名古屋城眺望景観保全エリアの区域と高さの制限

表 1-3 建築物の用途規制(用途地域)

「知っておきたい建築の法規(平成 30 年 7 月版、名古屋市)より」

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	準第一種住居地域	準第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域	備考
建てられる用途 建てられない用途 ①、②、③、④、▲、面積、階数等の制限あり												
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの		①②③								④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等サービス業用店舗のみ。2階以下。 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③2階以下。 ④物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの		②③								④	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの		③								④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの										④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの										④	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの											
事務所等	事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館					▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
遊技施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等				▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等					▲	▲	○	○	▲	▲	▲10,000㎡以下
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券販売所等					▲	▲	○	○	▲	▲	▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等						①	○	○	②		①オトリクラブ等200㎡未満、その他は客席200㎡未満 ②客席10,000㎡以下(オトリクラブ等は客席以外の部分も含む)
	キャバレー等、個室付浴場等									○	▲	▲個室付浴場等を除く
病院等	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	▲300㎡以下、2階以下
	建築物附属自動車車庫	①①②②③③	①①②②③③	①①②②③③	①①②②③③	①①②②③③	①①②②③③	①①②②③③	①①②②③③	①①②②③③	①①②②③③	①600㎡以下、1階以下 ②3,000㎡以下、2階以下 ③2階以下
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)				▲	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①①①②②②	①①①②②②	①①①②②②	①①①②②②	①①①②②②	①①①②②②	原動機・作業内容の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場							②②②	②②②	②②②	②②②	危険作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場									○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場										○	
	自動車修理工場					①①②③③③	①①②③③③	①①②③③③	①①②③③③	①①②③③③	①①②③③③	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設			①②	○	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下2階以下 ②3,000㎡以下
	量が少ない施設							○	○	○	○	
	量がやや多い施設									○	○	
	量が多い施設										○	

注) 本表は、すべての制限について掲載したものではありません。

※ぱちんこ屋などについては、風営適正化法・条例により立地が制限されています。

※ホテル・旅館については、旅館業法により立地が制限されています。

※準工業地域については、大規模集客施設制限地区の規制内容を反映しています。

三の丸地区は、当初 1947 年（昭和 22 年）に都市計画公園として決定された名城公園の中にその一部が含まれていたが、その後、図 1-10 のように計画変更されている。都市計画公園は、一団地の官公庁施設と同様に都市計画施設であることから、原則として公園整備以外の建築行為を制限している。

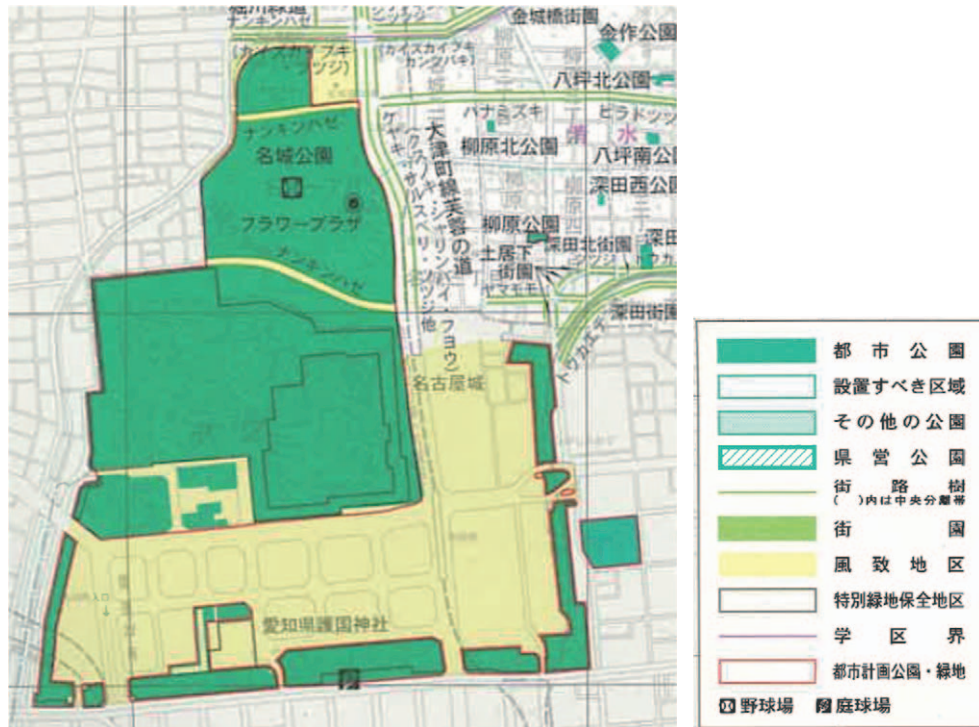


図 1-10 都市公園及び都市計画公園の範囲(「北区公園配置図」より)

(6) 特別史跡名古屋城跡保存活用計画

三の丸地区は、名古屋城の城郭内に位置していることから、区域の一部が特別史跡に指定されている。

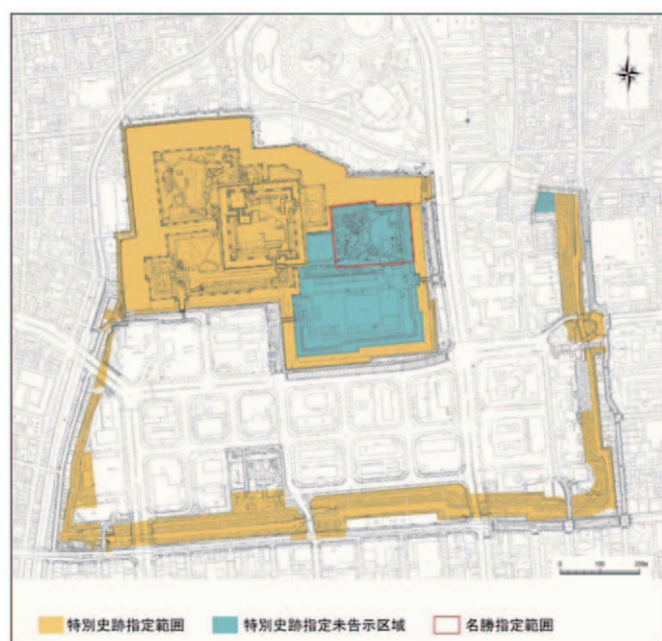


図 1-11 特別史跡指定範囲
(「名古屋城跡保存活用計画」より)

2 地区の課題と位置づけ

(1) 広域的な視点

リニア中央新幹線は東京～名古屋間で 2027 年の開業予定となっており、両都市は約 40 分でつながることになる。最終的には東京～名古屋～大阪間は約 1 時間でつながり、この 3 都市間をつなぐエリアはスーパー・メガリージョンが形成されるといわれている。将来の日本の発展を支えていくためには、東京、名古屋、大阪それぞれの圏域における中枢機能を充実するとともに、約 1 時間で結ばれることになる 3 都市について首都機能の移転・補完を図り、連携して日本の中枢機能が持続発展できるようにすることがレジリエントな国土を形成する上で重要となる。

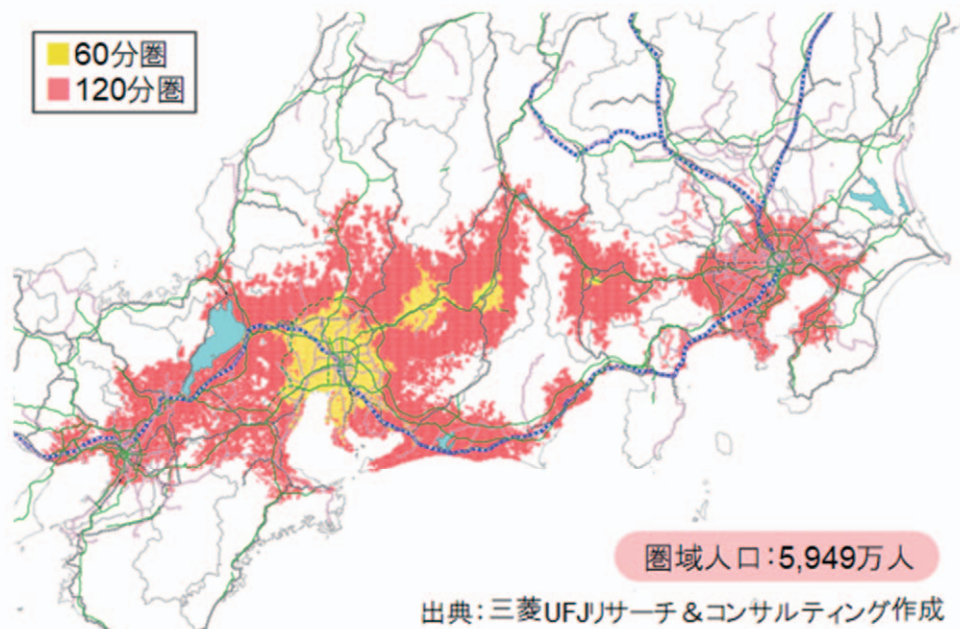


図 2-1 名古屋から 1 時間圏・2 時間圏

また、名古屋においては社会的経済的に大きなインパクトがスーパー・メガリージョンの形成によりもたらされることが想定され、このインパクトへの対応が名古屋のまちづくりの最大の課題といえる。これに対し、名古屋を起点に 2 時間以内で到達できる圏域人口は 5,949 万人と推計されていることから、名古屋には高い潜在力がある。また、名古屋大都市圏（名古屋 40～50km 圏）は、充実したインフラ（鉄道網、高速道路網、空港、港）が整備され、名古屋市の周辺には自立的な中小都市も多く、さらには日本のみならず世界をけん引するリーディング企業や優れた技術・サービスを提供する中小企業の一大集積地である。名古屋の持続発展はこのような高い潜在力をうまく生かすことに依存しているといえる。

(2)非常時対応の視点

南海トラフ巨大地震の発生により、名古屋を含む日本の広範囲に甚大な被害が出るのが想定されている。このため、平成 25 年 12 月に公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、平成 27 年度、愛知県地域強靱化計画および名古屋市地域強靱化計画が策定された。これらの計画では「中部圏の基幹的広域防災拠点の整備促進」や「国や県、近隣市町村などの関係行政機関との連携及び役割分担により、広域的な課題への対応に取り組む」とされている。

こうした位置づけを踏まえると、南海トラフ巨大地震の被害エリアを視野に入れた防災・減災にかかわる広域的行政中枢機能を、事前から強化・充実しておくことが不可欠といえる。広域展開を視野に入れた防災・減災対応としては、2017 年 6 月に愛知県、名古屋市及び名古屋大学が共同で「あいち・なごや強靱化共創センター」を設立するなど、素早い動きを見せているが、さらに基幹的広域防災拠点整備の必要性が強く認識されてきている。

加えて、首都直下型巨大地震など関東地域において巨大地震が発災した際の首都機能をバックアップする機能も備えておくことが、国土の強靱化を図るうえで重要である。

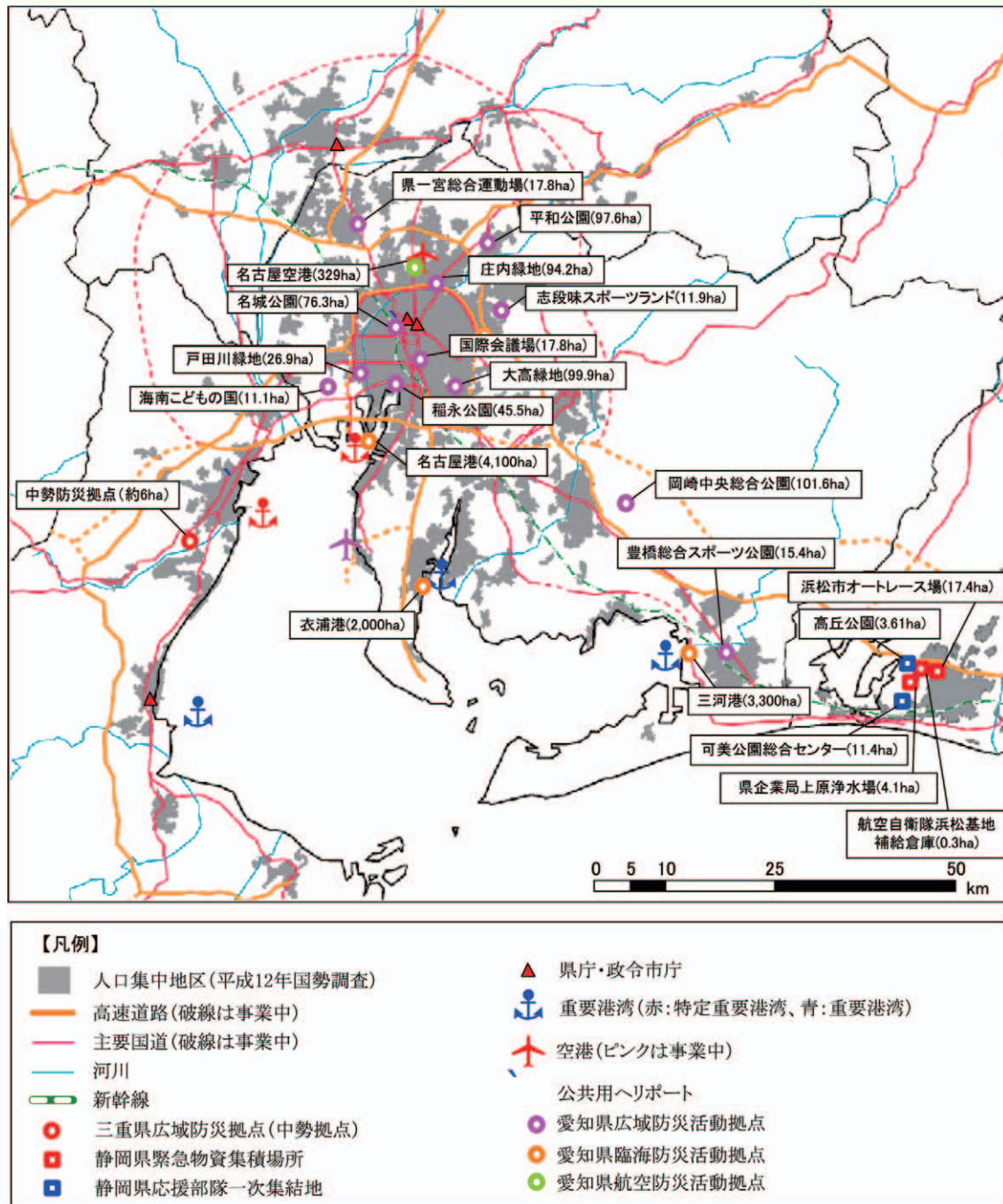


図 2-2 名古屋都市圏の都市構造及び防災体制の現況
(内閣府国土交通省中部地方整備局 H15.5.23)より

(3) 名古屋市長期構想の位置づけ

名古屋市総合計画 2018 や名古屋市都市計画マスタープランにおいては、都心域、市街域、港・臨海域というエリアと水と緑に着目した環境軸を大きな枠組みとして、鉄道駅を中心とした拠点および駅そば生活圏の魅力形成を目途とした集約連携型都市構造が提案されている。また、この都市構造の取り組みを促進するために策定された「なごや集約連携型まちづくりプラン」において都市構造の実現に向けて設定された区域において、三の丸地区は都

心域に含まれている。

一方で、総合計画においては、①人権が尊重されだれもがいきいきと過ごせるまち、②災害に強く安全に暮らせるまち、③快適な都市環境と自然が調和するまち、④魅力と活力にあふれるまち、といった4つの都市像が示され、特に多様な広域交流軸が折り重なる都心域については、大都市圏の中心都市としての都心機能の向上が求められるとしている。三の丸地区は行政機能の充実のみならず、

都心の一部として、こうした要請にも応えていかなければならない。

平成31年3月に策定の都心部まちづくりビジョンにおいては、都心部の拠点連携と都心界隈のまちづくりを整理しており、その中の栄地区～名城地区においては、「天守閣木造復元や金シャチ横丁などで観光名所としての存在感を増す名城地区と再生される久屋大通の間の分断を解消し、来訪者の賑わいを結ぶ拠点連携」とあり、名古屋にとって重要な拠点間の分断解消に三の丸地区の再整備は効果的であると考えられる。

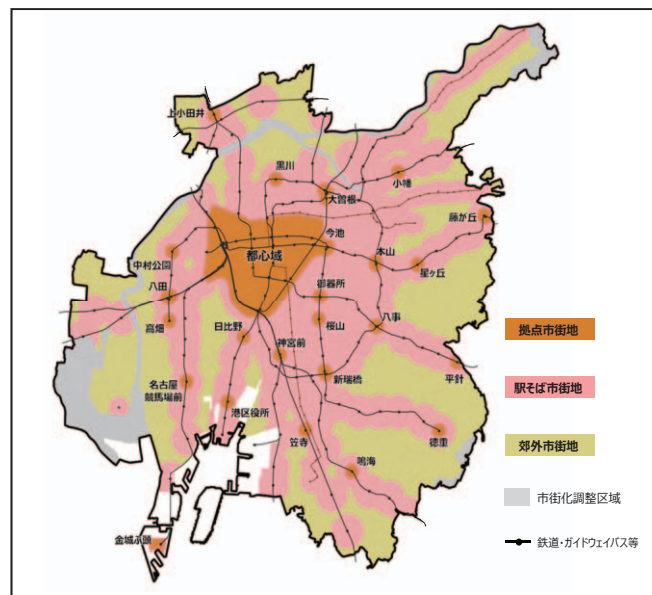


図 2-3 なごや集約連携型まちづくりプラン



図 2-4 都心部まちづくりビジョン（拠点連携と都心界隈のまちづくり）

(4)都心におけるまちづくりの方向性

①都心多核的構造の強化

都市における交流人口の増大、滞在時間の増大を図るうえで、広域拠点の果たす役割は大きい。広域拠点が広域交流人口を引き寄せる強力なマグネットとなり、潜在力を生かした魅力増進が重要である。表2-1に示す都心の広域拠点は、各地区の情報発信力や集客力の強弱は異なるものの、これらの地区は比較的にコンパクトに概ね4km四方の範囲に立地している。

表2-1 都心の広域拠点(3の核と7の拠点の魅力増進)

広域拠点	方向性	魅力増進
名駅地区 	スーパー ターミナルシティ	土地の高度利用、街区統合の促進 広域拠点機能の立地促進 公共交通結節点機能の拡充 地上・地下立体的歩行者空間整備
名城地区 	名古屋 シンボルゾーン	本丸御殿、天守閣等の復元 門前の賑わい空間の創出と歩行者空間整備 三の丸地区との連携 公共交通アクセスの強化(名駅&栄)
栄地区 	お洒落社交タウン	自動車交通抑制と歩行者空間の拡大 オープンカフェの常設化 緑陰回廊の形成 公共交通アクセスの充実(名駅&東部方面)
則武地区 	ものづくり 日本文化拠点	ものづくりの拠点性発揮 緑の塊の形成 公共交通アクセスの強化(名駅)
※三の丸地区 	スーパー・メガリー ジョンの核心	名古屋シティブランドの確立 官庁街の再編・民活 広域行政・防災拠点機能の強化 公共交通アクセスの強化(名駅&栄)
徳川美術館地区 	尾張徳川 文化拠点	名城地区との連携強化 植栽と公園の演出、花の名所づくり 公共交通アクセスの強化(名駅&大曽根)
伏見・納屋橋地区 	水辺の賑わい拠点	沿線の地域まちづくりとの連携強化 名駅～栄の賑わい軸線の強化 港・中川運河との回遊性強化
笹島・中川運河 	キャナル ゲートウェイ	運河再生の拠点形成 港・堀川との回遊性強化 公共交通アクセスの強化(名駅)
大須地区 	庶民賑わい拠点	小規模建物更新の持続 イベントとの連携強化 公共交通アクセスの充実(名駅)
鶴舞地区 	健康知的拠点	大学の医工連携強化 植栽と公園の演出、花の名所づくり 鉄道高架下利用の促進

このため、広域交通結節点である名古屋駅、金山駅、大曽根駅とのアクセシビリティを生かして各拠点地区の持つ潜在力を引き出し相乗効果が発揮されるよう、各地区を楽しく回遊できる環境整備することが重要となる。相乗効果が発揮されることで都心の広域的な情報発信力は高まり、都心の中核性が向上することになるだろう。現在、市では都心の回遊性を高めるため、新たな路面公共交通システム（SRT）の導入の具体化検討を進めており、早期の実現が期待されている。

さらに、名古屋城から熱田に至る歴史的な南北軸を再認識したまちづくりを展開することが一層都心の魅力を深める。堀川、本町通、久屋大通の再整備に加え、三の丸地区の再整備を進めていくことが、名古屋城～栄間の回遊性を高め歴史南北軸を確かなものにする事ができる。

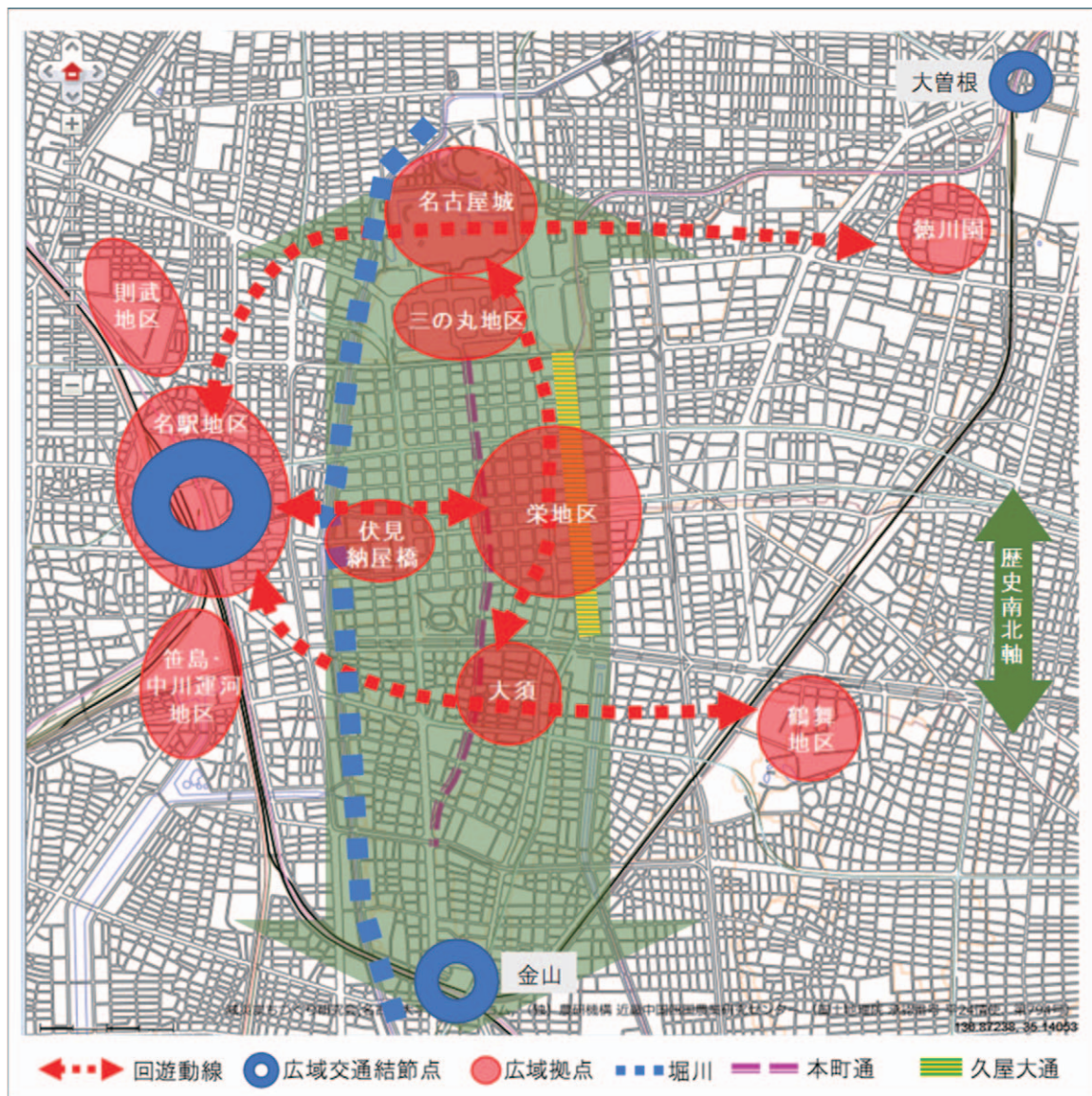


図 2-5 都心域の多核回遊構造

②歴史的資産の継承～近世・近代名古屋の発信～

都心部の各地区のまちづくりを行うに際しては、これまでの歴史資源を活かすことが重要である。そのためには、堀川、本町通、久屋大通の3本の南北歴史軸の軸線の強化と広域拠点の強化が必要である。堀川の軸では、那古野・納屋橋地域のまちづくりや松重閘門復元との連携。本町通の軸では、本町通と三の丸地区整備、長者町地域まちづくりとの連携。久屋大通の軸では、久屋大通整備と三の丸地区整備、栄・栄ミナミ・栄東の地域街づくりとの連携が重要となる。また、各拠点である名城公園整備、名古屋城の復元、三の丸地区整備、栄周辺地区整備を連携して強化することが必要である。

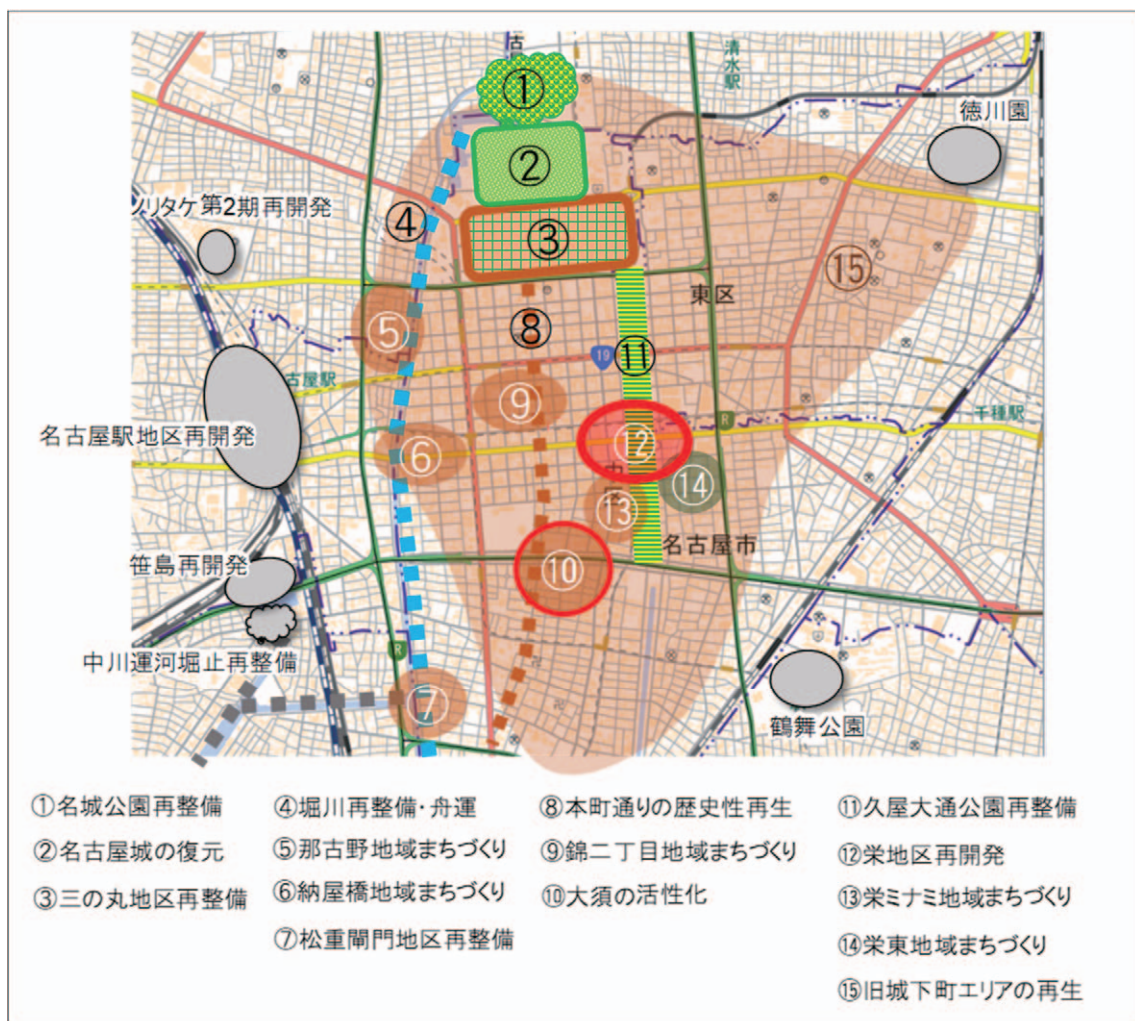


図 2-6 都心域の歴史まちづくり

また、旧城下町における歴史まちづくりを展開することも考えられ、例えば、歴史資源（町屋、地名、町割り、街道、道標、催事等）の復元、再生、保全や歴史的な拠点の回遊を促進する事業の展開、また名古屋まつり、筒井町天王祭、おもてなし武将隊等のイベントの活性化が考えられる。

さらに、近代名古屋を形づくった昭和初期から戦後に建設された建築物にも、重要な価値を見出すことができ、歴史的資産として位置づけをして保全活用を促していくことが重要といえる。

なお、こうした資産を活用していくためには、市民、企業、学識者、行政の協働するまちづくりの展開が必要となってくる。



写真 2-1 中部日本放送本社ビル
(GoogleMap より)

(5)建物更新の動きと対応

建物更新に関わる現在確定している動きとしては、県体育館の移転、貯金事務センターの移転、東海農政局・水資源機構の敷地の公園化とそれに伴う移転、リニア名城非常口建設、三の丸地区南側に接している愛知県産業貿易館（西館）の撤去、同東館跡地へのリニア名城変電施設建設、そして、名古屋駅地区、名城地区、栄地区、大須地区間で導入検討されている SRT (Smart Roadway Transit) がある（図 2-7）。

なお、東海財務局の建築年数も相当古く、この建物の更新も視野に入れ、上述の動きを前提にした再整備構想の立案が重要である。

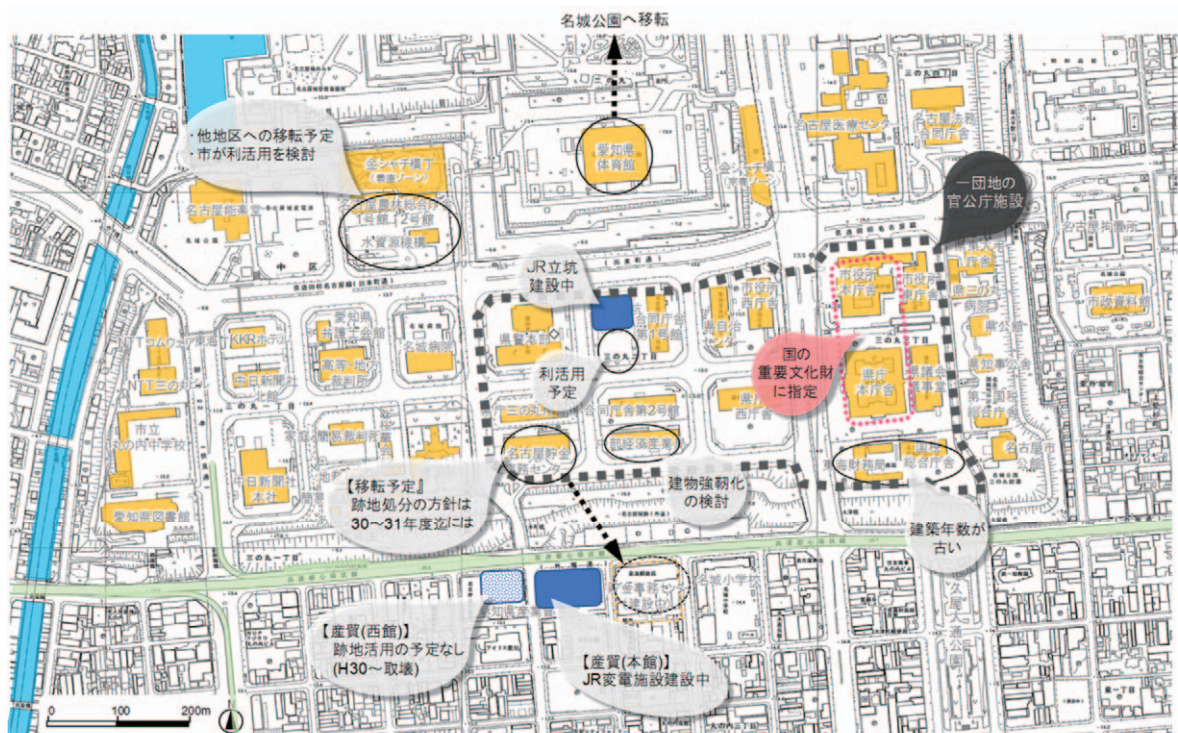


図 2-7 建物更新に関わる現状

3 まちづくりの方向性

三の丸地区再整備の検討意義^{※1}を踏まえて、地区に求められるまちづくりの方向を提示する。

※1 提言：名古屋三の丸地区再整備の今後の展開に向けて 2018 年 4 月
(公財)中部圏社会経済研究所、(公財)名古屋まちづくり公社名古屋都市センター

(1)スーパー・メガリージョンの核心エリアの形成

モノづくり産業の国際競争力強化に寄与する機能集積と都心回遊性の向上を推進し、名古屋の活力を高めるとともに、名古屋城は無論のこと、堀川・本町通・久屋大通の歴史南北軸をはじめ都心の歴史資産を生かして個性を際立たせ、市民の誇る名古屋の象徴エリアとして存在感を高める。

(2)“霞が関に次ぐ大規模官庁街”の一体的な再整備

リニア中央新幹線の開通を背景に、中央省庁機能の移転、広域行政中枢機能の強化を図るとともに、地区内に立地している 3M 機能～メディア(Media)、医療(Medical)、文化・博物館(Museum)～を充実するため、都市計画制度の見直しや民間投資機会の拡大を組み込みながら、一体的かつ段階的建物更新事業を展開する。

(3)南海トラフ巨大地震に備えた省庁連携・広域連携機能の強化

南海トラフ巨大地震に備え事前事後にわたる一貫した総合調整・意思決定を担う中央行政機能の誘致(例えば仮称：事前復興庁)を図るとともに、広域的な事前事後対応を担い、省庁間連携・広域連携推進機能を果たすため、また、首都圏大規模災害時における首都バックアップ機能を果たすため、建物の一層の強靱化および執務空間の確保、大規模な防災広場の確保、独立したエネルギーシステム(コージェネレーションシステムなど)の導入によるエネルギーの確保、あいち・なごや強靱化共創センターの強化を図る。

(4)名古屋シティブランドの確立

- ① 歴史的ストックを生かし魅力発信中枢エリアを整備する。例えば、国の重要文化財である市本庁舎を活用し、国立の武家文化・モノづくり文化の拠点となる博物館の整備促進や、名駅、栄から三の丸地区へのアクセシビリティを高める質の高い歩行者回遊空間の整備を図る。



写真 3-1 ダボス会議 2018

- ② 世界的なモノづくり産業が集中する中部地域の母都市名古屋として、モノづくり産業の情報交流促進や商談機会の増大、新規企業参入機会の増大に寄与するため、例えば、ダボス会議（写真 3-1）の開催も可能な質の高い MICE 機能を担う展示施設・会議室・ホテル・パーティ会場等の整備・誘致を促進する。

(5)低炭素型の街区形成による環境共生社会の形成

自然環境の保全を図るため、二酸化炭素排出を低減するコージェネレーションシステムの地区への段階的導入や、地場産材を活用した建築物等の木質化、生物多様性や水循環に配慮した屋外空間の緑地化など、働く人々や来街者にとっても快適なグリーンインフラの整備を推進する。

4 再整備構想

(1)機能配置の考え方

まちづくりの方向性を踏まえ、機能配置の考え方を以下に整理する。

- 建物更新時期に対応した段階的整備を進めるため、機能の集約化、土地の高度利用、広場・歩行者空間の拡大を組み入れた機能配置とする。
- 貯金事務センター移転後の対応が急務となっており、この動きを前提とした第1段階の建物更新を踏まえた機能配置とする。

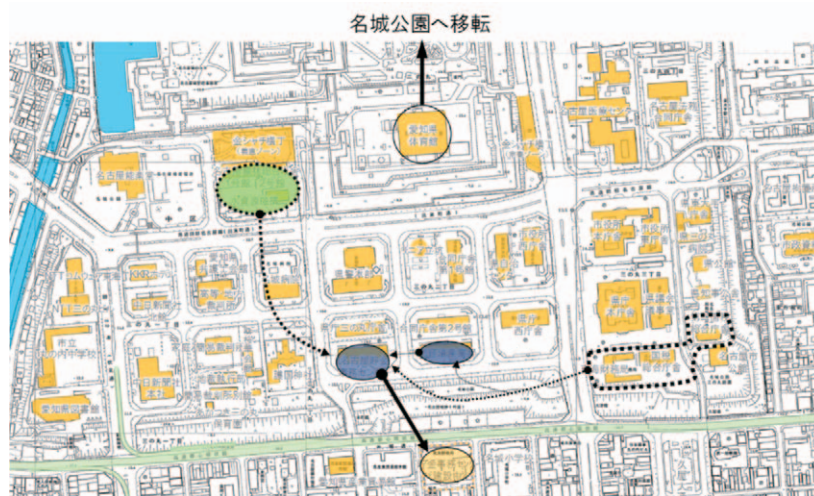


図4-1 第1段階の移転・集約イメージ

- 県、市の本庁舎については国の重要文化財であることに鑑み、シティブランドの確立にむけて、民間活力を活用し中核的な文化・商業機能の導入を図るものとする。
- 南海トラフ等大規模災害発生の非常時において、防災の広域的中枢機能が迅速に起動するよう、平常時における機能配置に組み入れておく（図4-2）
- 機能の集約化、土地の高度利用により生み出される広場空間は、親しまれる多目的広場とすると同時に、非常時の広域防災拠点機能を果たす防災広場としても活用できるものとする。
- 産業の活性化に向けて、三の丸地区が質の高いMICE対応空間としても一体的に機能発揮できるようにしておく。特に展示会・見本市は会議や経済効果が大きいので、展示機能の確保は必須のものである。
- 地区内本町通西側街区の民有地においては、上記の再整備を契機として建物更新時期に対応した一体的な民間再開発の促進を前提とする。

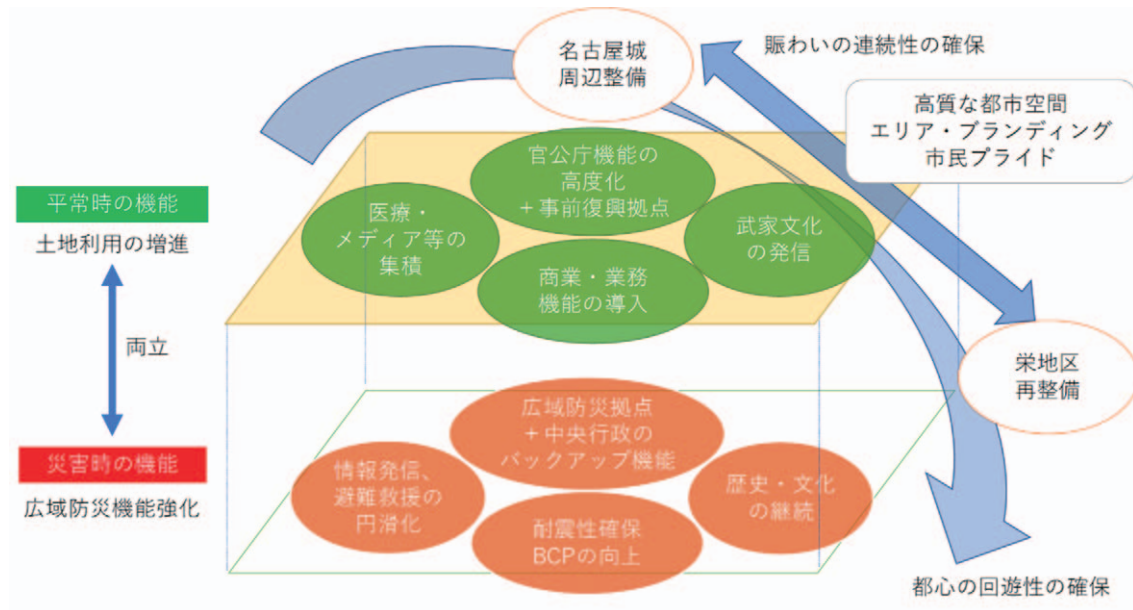


図 4-2 平常時と災害時の機能イメージ

① 基本的な配置

A : 国の重要文化財を保全・活用した文化・ホテル機能の誘致
(参考資料 A) 機能集約化等により生み出される広場空間
の地下に展示施設を整備

B-1 : 中央官庁舎、県庁舎、県警等の集約配置

B-2 : 市庁舎の集約配置

B-3 : 中央省庁の誘致を視野に入れた広場空間の確保

C : 街区単位の大規模な民間再開発の誘導

D : 文化・商業機能の誘導

[illegible]

– 23 –

参考資料 A

■ 県・市本庁舎の活用の方角～文化施設、宿泊施設への転用～

県および市の本庁舎については、重要文化財としての価値を活かして建物をリノベーションし、三の丸地区における文化交流の中核となる博物館※¹あるいは迎賓機能を備えた五つ星クラスのホテル※²としての活用を図り、市東庁舎、県議事堂については、文化機能を支える収蔵庫、ホテルの多様な機能が十分発揮できるバックヤード施設などへの転用を図る。

博物館の収蔵品・展示品に関しては、徳川美術館との連携や法人あるいは個人収蔵品の企画展示を視野に入れておく必要がある。

※¹ 参考事例：ウィーン美術史博物館（写真 A-4）

※² 参考事例：中世の城郭を格式高いホテルとしてリノベーションしたスペインのパラドール（写真 A-5）

また、博物館の性格として名古屋の個性を際立たせる展示内容とすることが大切で、例えば以下のものが考えられよう。

- 武家文化を象徴する鎧・刀剣、衣装、茶器、等を収蔵展示
- 現代モノづくり産業のルーツを示すからくり、山車をはじめ昭和にいたる製造品を収蔵展示



写真 A-1 収蔵品イメージ

なお、施設規模として本庁舎等の床面積は他の国立博物館と比較しても（表 A-1）何ら遜色はない。

表 A-1 延床面積

施設	延床面積（㎡）
県本庁舎＋東庁舎	47,995 ㎡（内本庁舎：24,404 ㎡）
市本庁舎＋東庁舎	49,804 ㎡（内本庁舎：28,314 ㎡）
東京国立博物館本館	22,416 ㎡
京都国立博物館	13,831 ㎡
奈良国立博物館	19,116 ㎡
九州国立博物館	30,675 ㎡

■ 建物活用のイメージ



写真 A-2 名古屋市役所本庁舎



写真 A-3 愛知県庁本庁舎



イメージ



イメージ



写真 A-4 ウィーン美術史博物館

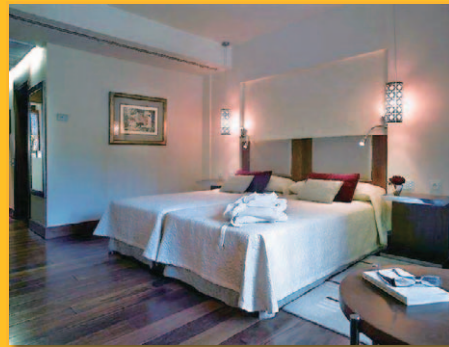


写真 A-5 アルハンブラ宮殿内にあるパドール

② MICE 空間としての機能発揮

MICE 振興には展示施設と宿泊施設、会議室、大規模なパーティ会場、良好な広域交通結節点およびアフターコンベンションエリアとの良好なアクセスといった要件を、地区が備えていることが重要になる。こうした観点から三の丸地区に基本的に配置される機能は、図に示すように MICE 機能を十分備えていることが分かる（図 4-4）。

さらに、ユニークベニューとして活用できる、名古屋城本丸御殿、能楽堂、文化施設（市本庁舎）、屋外イベント会場として活用できる広場空間や名古屋城内もあり、アフターコンベンションとして楽しめる那古野界限、栄界限、文化のみち・徳川園も近くに位置している。

三の丸地区は、MICE 事業を統括する体制の構築と共に、質の高い MICE 空間として機能発揮できる整備が重要である（参考資料 B）。

M：（会議、研修等）……ホテル、各種会議室

I：（報奨・研修旅行等）……名古屋城、文化施設、堀川回遊

C：（国際会議、大会、学会等）……ホテル、各種会議室、文化施設

E：（展示会、見本市）……中規模展示施設（大規模パーティ会場にもなる）

交通アクセス手段……SRT

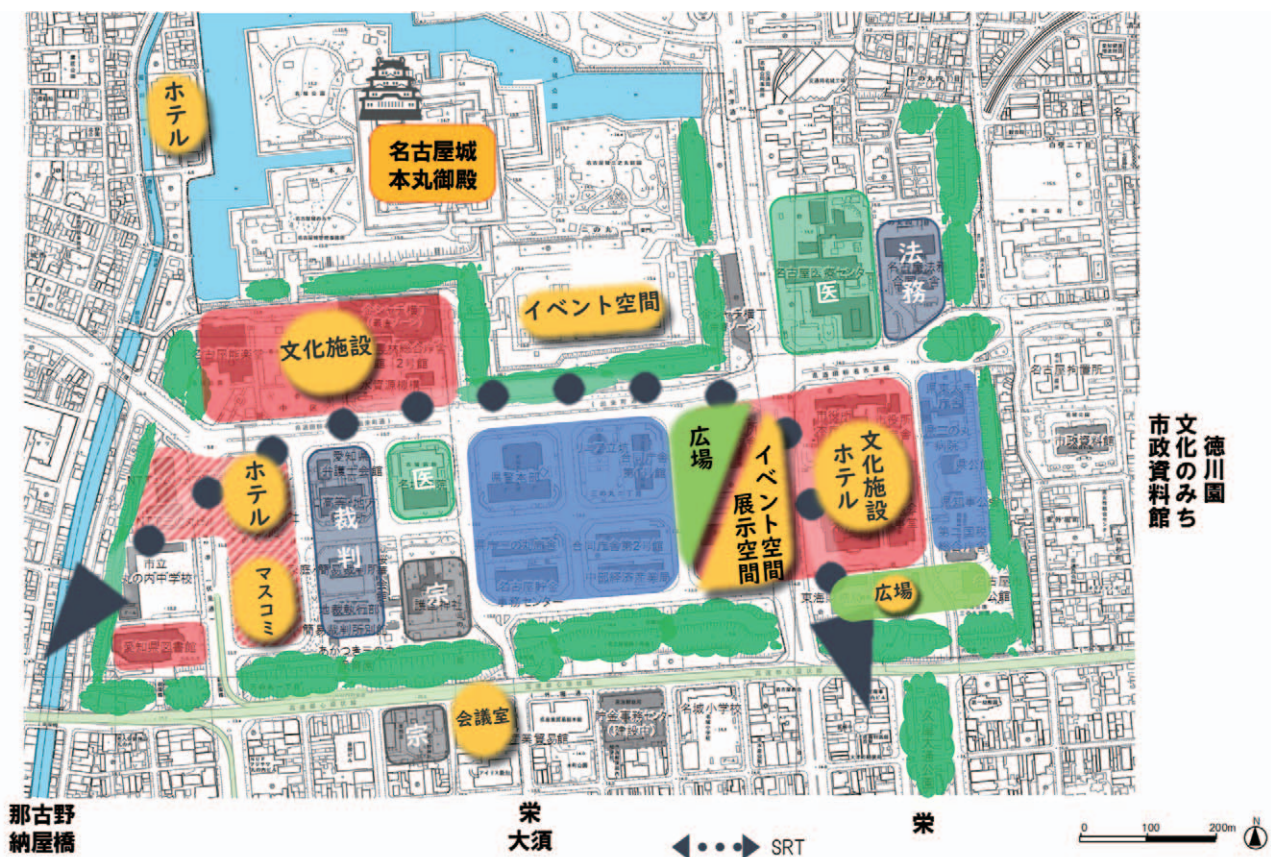


図 4-4 MICE 対応施設

参考資料 B

■ 質の高い MICE 空間イメージ

三の丸地区で整備目標とする質の高い MICE 空間イメージを以下に示す。なお、こうした空間利用を一体的にマネージして MICE 事業を振興する体制を整えておくことが不可欠である。



広場・イベント空間(南池袋公園)



緑陰回遊空間(東京丸の内)



カフェ



大会(ダボス会議 2018)



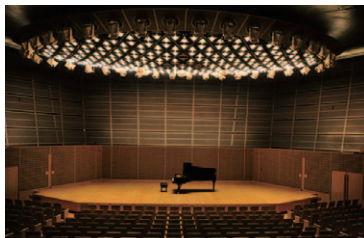
専門家会議(ダボス会議 2018)



セミナー



展示会・見本市



音楽(京都コンサートホール)



イベント(芸術×IT、SXSW)



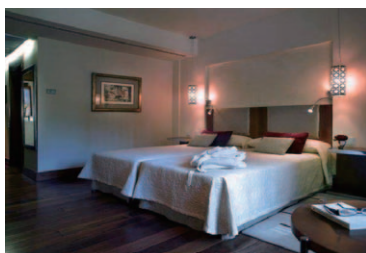
迎賓(京都迎賓館)



大規模パーティ



交通アクセス



5 つ星クラスのホテル



ユニークベニュー
(名古屋城と本丸御殿)



アフターコンベンション(那古野)

写真 B-1 MICE 空間のイメージ

■ 中規模展示施設について

見本市・展示会は MICE の中で最も経済効果が大きく、商談（B to B）型（トレードショウ）に移行する傾向があり※³、展示施設、会議室、宿泊施設、そして大規模パーティ会場が近接していることが開催誘致には有利で、三の丸地区での見本市・展示会開催による経済的効果を当地域に十分波及させることができる。

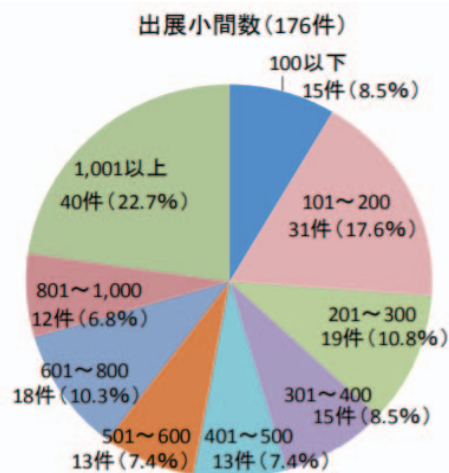


図 B-1 出展別小間数

出典「展示会データベース 2014 年版(株ピーオービー)」

そこで、日本のモノづくり産業の中心都市を象徴する三の丸地区において、医療器具など専門分野に特化した高付加価値製品をはじめ、各企業の新製品の商談を促進する中規模な展示施設を地下に整備し※⁴、情報発信することが重要である。

規模別（出展小間別）の展示会開催件数をみると（図 B-1）※⁵、500 小間（1 小間 9 m²）以下の規模が過半を占めており、大規模製品の展示や大量の製品展示はポートメッセや常滑に建設中の展示施設の分担とし、小～中規模な展示に的を絞った利用需要が想定できる。

※³ 「日本の展示会産業の動向と国際化への課題」2016.8.4

日本展示会協会事務局長桜井悌司

※⁴ 参考事例は東京国際フォーラム(写真 B-2)

※⁵ 展示会産業概論 平成 26 年 経済産業省



写真 B-2 東京国際フォーラム ホール E（地下 2 階 高さ 9m 展示 床面積 5,000 m²）

③ 非常時における三の丸地区の役割～基幹的広域防災拠点～

南海トラフ巨大地震の発生が高い確率で予想されている状況下において、平常時の備えは極めて重要で、「仮称：事前復興庁」の誘致や、発災後の広域対策を所管する防災指令本部機能の受け入れ可能な空間的余地を確保しておく必要がある。なお、この本部機能は首都圏における大規模災害時のバックアップオフィスとしても機能發揮することができる（図4-5）。

県の基幹的広域防災拠点緊急防災計画候補地の検討の中では、物資集散基地や地上輸送路が特定されている。そこで、これを踏まえ展示施設には防災指令本部を配置し、地上部の広場空間は防災広場として利用、関係者および救援人員の収容はホテルの活用、二つの医療施設は緊急対応が可能であり、広報センターは既存メディアの建物を活用し、用途の定まっていない県産貿西館は企業の緊急センターとしての活用が想定できる。



図4-5 非常時対応施設

参考資料 C

■ 非常時の配置機能のイメージ

地下の展示施設には、広域を管轄する情報機器の備えられた防災中央指令本部を配置し、県、市の防災指令本部との連携を図ることができるものとし、地上の広場はヘリポートとしての活用や、必要に応じた臨時の活動基地としての活用が想定できる。

また、既存の医療施設は災害時の医療拠点としての機能発揮も期待でき、愛知県体育館移転後の跡地は、物資集散基地や臨時対応機能の配置も考えられる。



防災中央指令本部イメージ
(映画シン・ゴジラより)



愛知県防災指令本部



DMAT の活躍(基幹災害医療センター)



臨時無線中継基地イメージ

写真 C-1 非常時対応の機能イメージ

(3)整備構想イメージ図

2040 年を目標にした基本的な機能配置をベースに、地区全体について以下の条件を考慮しながら機能を再配置し、国・県・市のそれぞれの集約移転が実現した場合を想定した整備構想イメージ図を示す。

- 天守閣への眺望景観を確保し、建物更新後の床面積は現況の7割^{※1}を確保する（図4-9）。

※1：人口減少社会の到来、会議室の集約的利用、展示施設等の会議室はシェアスペースとすることを視野に入れるとともに、多くの自治体でも公共施設床の削減方針が打ち出されている。

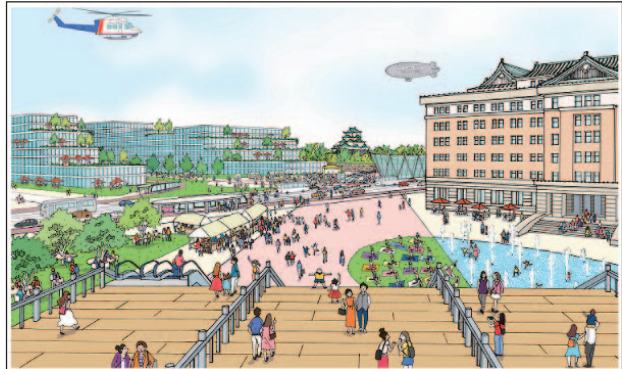


図4-6 久屋大通からの景観

- 久屋大通や本町通から三の丸地区への歩行アプローチを意識した景観形成には十分配慮するとともに、歩行者動線に配慮した建物デザインとする（図4-6、図4-7）。特に本町通沿いの建物低層階には賑わいの連坦につながる建物用途の誘導を図る。なお図4-6で描いた広場空間は中央省庁機能誘致のための保留地でもある。

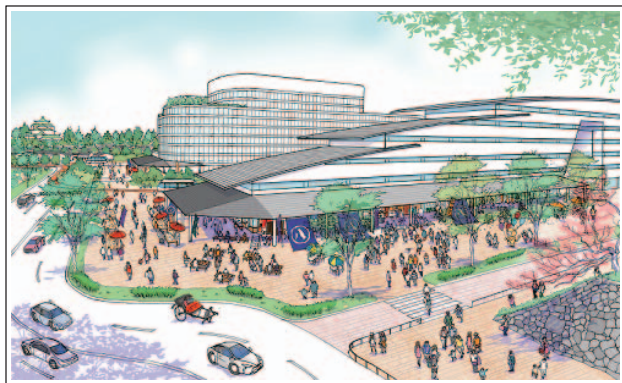


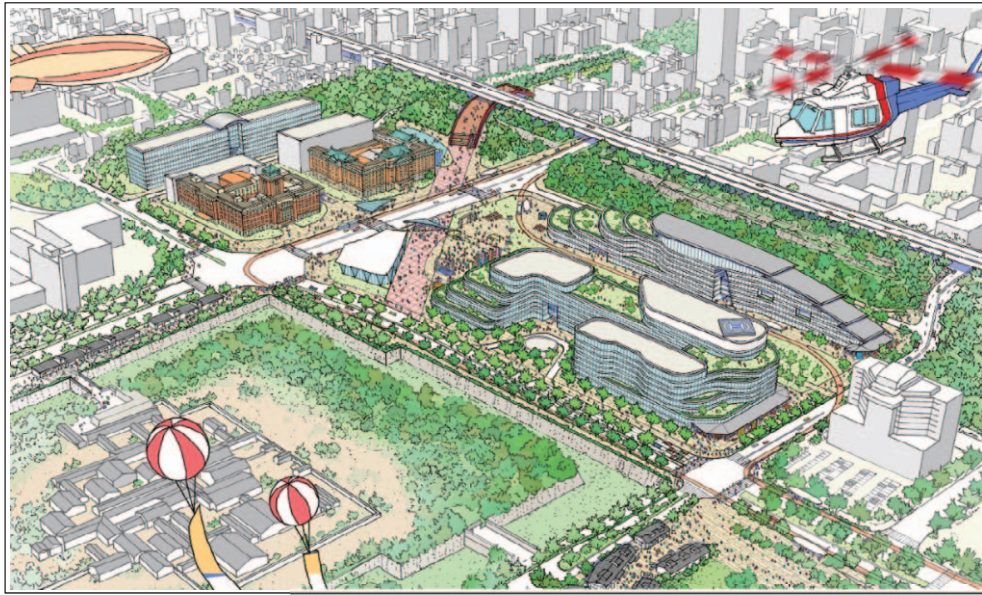
図4-7 本町通から北方面の景観

- 街区内の東西道路は歩行者専用空間とし、東西の軸線をいかしたシンボル空間とする（図4-8）。大津通の横断は、地下展示施設へのアクセスもいかした歩行者動線を確保し、さらに文化のみち方面への歩行者アプローチルートを確保する。



図4-8 東西軸の景観

- 展示施設への搬出搬入スペースの確保には、広場空間および周辺建物との調和に十分配慮する。
- リニア名城非常口のある街区は、西側の街区と合わせて県庁舎の集約施設を配置する。
- 屋外空間、新規建物は環境配慮型、木質化を取り入れたイメージとする。



※国・県・市の機能を再配置し、それぞれの集約移転が実現した場合を想定

図 4-9 整備構想イメージ図

5 再整備推進体制

再整備構想は各施設の建物更新時期に対応し、逐次具体化していくことになるので、完成には長期間を要することになる。ただし構想の実現には、貯金事務センター移転後の跡地を活用した第 1 段階における中央省庁の建物更新（図 4-1）を着実に進めていくことが不可欠で、関係者間で実務的な協議を進めておくことが必須となる。例えば、「三の丸地区再整備推進会議」を設置し、少なくとも、建物更新の方向性を確認して事業調整をしておくことが重要である。また、今回の構想で市民・民間からも注目されるだろう博物館や展示場については、整備完了時期を、例えば、リニア開通の 2027 年を目途として取り組み、市民・民間の関心を引き寄せつつ、再整備を継続していくことが重要となる。

このため、最終的な建物更新等が終了するまで、導入機能、土地・建物の権利関係、コジェネレーション・システムなど共通インフラの建設時期、建物や屋外空間のデザイン、民間活力の導入方式等を、場合によっては記念イベントの開催も含めて、関係者と精力的に検討・調整していく体制の整備が必要になってくる。参考となる体制の事例を以下にまとめておく。

① 郭内処理委員会の発展形態

現在三の丸地区に関しては、都市計画や建築行為等の連絡調整を図るため、東海財務局、中部地方整備局、愛知県、名古屋市で構成される郭内処理委員会があり、これを発展させた仕組みが考えられる。

② 横浜みなとみらい 21 方式

2009 年、一般社団法人横浜みなとみらい 21 が設立され、街づくり基本協定に基づき、開発行為、屋外広告物対などの街づくり調整事業や、文化・プロモーション事業として公共空間活用したイベント開催、そして環境対策に関わる啓発活動等包括的なエリアマネジメントを実施している。構成員はみなとみらい 21 地区の土地・建物所有者、行政、施設管理運営者等となっている。

③ 大坂ビジネスパーク方式

地区内建物更新の一斉実施を契機に、1970 年発足の大阪ビジネスパーク開発協議会（任意団体で構成員は地権者）を引き継ぎ、2015 年、地区の魅力向上を目指したリ・ブランディングを図る目的で一般社団法人大阪ビジネスパーク協議会が設立された。構成員は地区の地権者をはじめ 13 社からなり、総会、理事会、運営委員会が設けられ、事務局のもとに専門部会としての役

割を持つ企画グループが設置されている。

④ 国際建設展覧会 IBA(International Bauausstellung)方式

ドイツで実施されている伝統的なまちづくり手法である。国際建設展覧会というイベントを特定地域に持ち込み、展覧会開催に合わせて、国際設計コンペを実施して街並みや建築物の具体化を実現し、都市のストックを形成するものである。



【エムシャーパーク IBA】(図 5-1)

既存の工場や団地を活かし、エコロジカルな地域環境の形成を意図

図 5-1 立坑は保存され、手前のボイラー工場はリノベされたデザイン・センター

した地域開発（事業調整主体：IBA エムシャーパーク社（州設立の有限会社））で、事業実施は個別の主体（企業、地主、行政）による。

⑤ レギオナーレ方式(ドイツ)

ノルドライン・ヴェストファーレン州が主導する時限型、プロジェクト型、非法定型の地域開発手法で、課題発掘、構想作成、プロジェクトマネジメント、イベントを受け持ち、認定された既存公民事業の実現化を支援する仕組みである。レギオナーレの運営は、自治体、州政府、銀行、関係団体を構成員とし、期間限定組織のマネジメント会社を事務局とする運営委員会により行われる（図 5-2）※1。

※1：新たな都市・地域マネジメントの構築～提言：リニア開通に向けた名古屋大都市圏における革新的な都市・地域リノベーションの実現～

2017 年 4 月 公益財団法人 中部圏社会経済研究所

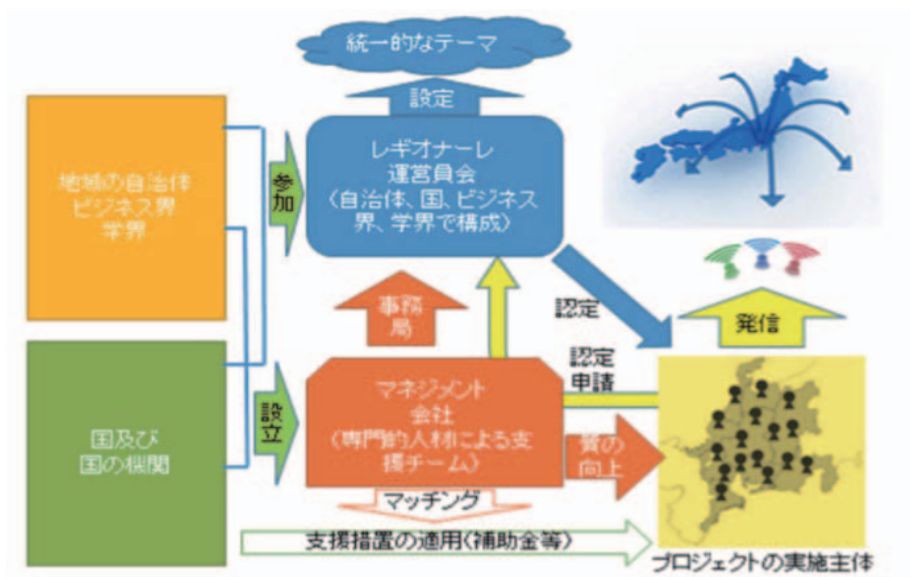


図 5-2 レギオナーレを中部圏に適用した時のイメージ

おわりに～今後の展開に向けて～

平成 29 年度の提言を踏まえて、今年度は、三の丸地区における官公庁施設の段階的集約移転の道筋を視野に入れ、物的な移転の実現可能性等を考慮しながら将来の基本的な機能配置の考え方を提示した。さらに、国・愛知県・名古屋市の機能についてそれぞれの集約移転が実現した場合を想定した配置後の空間イメージをまとめた。

この構想作成の背景には、スーパー・メガリージョンにおける名古屋の存在感を確たるものにすることと、国土的な視点から巨大災害時に関わる事前・事後の備えを早急に講じておくことがある。また、国の重要文化財となった県・市本庁舎の利活用は、いずれ議論の俎上に上がってくることが予想される。さらに、近い将来に建物更新時期を迎える建築物が地区に多くその対応に迫られるが、とりわけ、貯金事務センターなどの建物移転や改築更新が間近に予定されおり、三の丸地区再整備の第一段階を進める絶好の機会となっている。そして、前二者の背景は、三の丸地区に特定されるものでもなく、名古屋という都市が受け止めなくてはならない重大な背景ともいえる。

このような社会的要請が生まれているタイミングを逃すことなく三の丸地区再整備の段階的实施が望まれるが、勿論、本構想の具体化には多くの課題があるため、再整備推進体制を整備し、さらに実務的な検討を深め関係者の合意を得ることが不可欠といえよう。

本報告書が関係者による三の丸地区のまちづくりについて議論をするきっかけとなることを願っている。

三の丸地区再整備研究会 委員名簿 (◎:座長)

(敬称略、五十音順)

【平成 29 年度】

○委員

内田 康史	愛知県防災局防災危機管理課 課長
鈴木 伸夫	名古屋都市再開発研究会
鈴木 裕行	名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課 課長
◎ 服部 敦	中部大学工学部都市建設工学科 教授
羽根田 英樹	公益財団法人名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター 調査研究アドバイザー
松浦 健治郎	千葉大学大学院工学研究科 准教授
水野 晶夫	名古屋学院大学現代社会学部 教授
山本 秀樹	日本プロジェクト産業協議会中部委員会

○オブザーバ

菅原 賢	国土交通省中部地方整備局建政部 都市調整官
鷹橋 康史	都市再生機構中部支社都市再生業務部業務推進課 課長
八木 清	財務省東海財務局管財部管財総括第二課 課長

○事務局

公益財団法人中部圏社会経済研究所
公益財団法人名古屋まちづくり公社名古屋都市センター

【平成 30 年度】

○委員

小川 正樹	中部経済連合会 専務理事
◎ 奥野 信宏	国土審議会会長、公益財団法人名古屋まちづくり公社 上席顧問・名古屋都市センター長、元名古屋大学副総長
佐藤 久美	金城学院大学国際情報学部 教授
鈴木 伸夫	名古屋都市再開発促進協議会
服部 敦	中部大学工学部 教授
福和 伸夫	名古屋大学減災連携研究センター センター長・教授
藤井 良直	公益財団法人中部圏社会経済研究所 代表理事
森川 高行	名古屋大学未来社会創造機構 教授
山本 秀樹	日本プロジェクト産業協議会中部委員会

○オブザーバ

勝股 卓生	愛知県防災局防災危機管理課 課長
小松原 茂	都市再生機構中部支社都市再生業務部業務推進課 課長
鈴木 裕行	名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課 課長
柳原 誠一	財務省東海財務局管財部管財総括第二課 課長

○事務局

公益財団法人名古屋まちづくり公社名古屋都市センター

(所属・肩書は当時のもの)

【お問合せ先】

公益財団法人 名古屋まちづくり公社
名古屋都市センター

〒460-0023

名古屋市中区金山町一丁目 1 番 1 号 金山南ビル内

TEL : 052-678-2216 FAX:052-678-2209

<http://www.nup.or.jp/nui/>